

佐賀県規則第45号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
<p>（手数料及び使用料の額）</p> <p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p>（手数料及び使用料の額）</p> <p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測 定 及 び 評 価	（窯業関係）			1 分 析、 測 定 及 び 評 価	（窯業関係）		
	(1)～(13) 略	略	略		(1)～(13) 略	略	略
	(14) フィールドエミッション観察試験	〃	<u>10,600円</u> （分析装置を利用する場合は、 <u>13,100円</u> ）		(14) フィールドエミッション観察試験	〃	<u>8,800円</u> （蒸着処理を行う場合は、 <u>9,500円</u> ）
	(15)～(28) 略	略	略		(15)～(28) 略	略	略
	(29) 耐火度試験	〃	<u>2,000円</u> （SK29番超過のゼーゲル錘を使って試験を行う場合		(29) 耐火度試験	〃	<u>2,100円</u> （SK29番超過のゼーゲル錘を使って試験を行う場合

改正前				改正後			
	(30) ~ (39) 略	略	は、2,500円) 略		(30) ~ (39) 略	略	は、2,500円) 略
	(工業関係) (1) 食品原材料及び製品に係る一般成分分析(水分、タンパク質、アルコール等)	1件	<u>1,500円</u>		(40) <u>エックス線CTスキャナーによる測定</u> (工業関係)	1件	<u>2,300円</u>
	(2) ~ (15) 略	略	略		(1) 食品原材料及び製品に係る一般成分分析(水分、タンパク質、アルコール等)	略	<u>1,700円</u>
	(16) <u>フィールドエミッション観察装置試験</u>	〃	<u>9,200円</u> (分析装置を利用する場合は、1時間当たり <u>1,900円</u> を加算する。)		(2) ~ (15) 略	略	略
	(17) ~ (43) 略	略	略		(16) ~ (42) 略	略	略
2・3	略			2・3	略		
4	試料調製及び試作加			4	(窯業関係) <u>ウォータージェット切断機による加工</u>	1件	<u>5,000円</u> (1件は切断時間10分まで)

改正前				改正後			
工	(工業関係)			工	(工業関係)		とし、10分を超え るごとに 5,000円 を加算す る。)
	(1)・(2) 略	略	略		(1)・(2) 略	略	略
	(3) 埋め込み加工及び研磨加工による試料調製	"	5,150円		(3) 埋め込み加工による試料調製	"	2,800円
	(4) 集束イオンビーム装置による加工	1時間	8,800円 (マイクロサンプ リング装置を使用 する場合は、1時 間につき 1,900円 を加算す る。)		(4) 研磨加工による試料調製	"	2,200円
	(5) 電極形成装置による表面改質	"	7,560円		(5) 電極形成装置による表面改質	1時間	7,560円
	(6)~(9) 略	略	略		(6)~(9) 略	略	略
5 略				5 略			
使用料				使用料			

改正前				改正後			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (寮業関係)			設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (寮業関係)		
	(1) ~ (21) 略	略	略		(1) ~ (21) 略	略	略
	(工業関係)				(工業関係)		
	(1)・(2) 略	略	略		(1)・(2) 略	略	略
	(3) <u>窒素タンパク質測定装置</u>	"	1,200円		(3) <u>燃烧式窒素ノタンパク質分析装置</u>	"	3,400円
	(4) ~ (15) 略	略	略		(4) ~ (15) 略	略	略
	(16) <u>E S I イオントラップ型液体クロマトグラフノ質量分析システム</u>	"	6,730円		(16) <u>イオントラップ型液体クロマトグラフ質量分析システム</u>	"	7,000円
	(17) ~ (29) 略	略	略		(17) ~ (29) 略	略	略
	(30) ~ (47) 略	略	略		(30) <u>セルソーター</u>	"	4,800円
	(48) <u>フィールドエミッション観察装置</u>	"	5,070円		(31) ~ (48) 略	略	略
(49) ~ (79) 略	略	略	(49) ~ (79) 略	略	略		
2 試作加工用の設備機械器具 (寮業関係)			2 試作加工用の設備機械器具 (寮業関係)				
(1) 略			(1) 略				
(2) 成形・加工機			(2) 成形・加工機				
ア~サ 略	略	略	ア~サ 略	略	略		
シ <u>ウォータージェット切断機</u>	1件	3,000円	シ <u>ウォータージェット切断機</u>	1件	3,000円 (1件は		

改正前				改正後			
		ス 試料切断加工機	1 時間	800円			切断時間 10分まで とし、10 分を超え るごとに 3,000 円 を加算す る。)
		セ~チ 略	略	略			
		<u>ツ ローラー式自動成形機</u>	"	1,170円			
		テ~フ 略	略	略			
		ス 試料切断加工機	1 時間	950円			
		セ~チ 略	略	略			
		<u>ツ ローラーマシン</u>	"	1,400円			
		テ~フ 略	略	略			
		<u>へ UVプリンター (CMYK 印刷)</u>	1 件	2,300円			(1件は UVイン ク1mlま でとし、 以後UV インク1 ml使用す るごとに 250円を 加算す る。)
		<u>ホ UVプリンター (特殊印 刷)</u>	"	2,800円			(1件は

改正前				改正後			
		△ 略	略				UVインク1mlまでとし、以後UVインク1ml使用すごとに250円を加算する。)
		(3) 略 (工業関係)	略			略	略
		(1)～(17) 略	略			略	略
		(18) 油圧式自動埋込み装置	//			//	1,080円
		(19)・(20) 略	略			略	略
		(21) 集束イオンビーム装置	//			//	6,300円
		(22)～(30) 略	略			略	略
						マ 略	
						(3) 略 (工業関係)	
						(1)～(17) 略	
						(18) 自動埋込機	//
						(19)・(20) 略	略
						(21)～(29) 略	略
				(手数料又は使用料の減免)			
				第3条 条例第4条の規定により手数料又は使用料の減免を受けようとする場合は、手数料又は使用料減免申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。			
				(手数料又は使用料の還付)			
				第4条 条例第5条ただし書に規定する事由が発生した場合(手数料又は使用料を納入した者の事情による場合に限る。)は、手数料又は使用料還付事由発生届出書(様式第2号)に必要な書類を添えて、			

改正前	改正後
	知事に提出しなければならない。

附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

手数料又は使用料減免申請書

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）第4条の規定により、次のとおり手数料又は使用料の減免を申請します。

手数料又は使用料の名称	手数料又は使用料の額	減免申請額	減免申請理由

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

手数料又は使用料還付事由発生届出書

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例(昭和33年佐賀県条例第14号)第5条ただし書に規定する事由が発生しましたので、届け出ます。

手数料又は使用料の名称	手数料又は使用料の額	還付額	還付事由

注 災害を理由とする場合は、罹災証明書又は被災証明書を添付すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に2条を加える改正規定及び附則の次に2様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。